

様式第 4 （第 2 2 条関係）

（表）

		第		号	
温泉法第 3 5 条の規定による身分証明書					
写真	職名及び氏名				
	年 月 日 発行				
	都道府県知事				印
	市 長				
区 長					

（裏）

温泉法抜粋

（立入検査）

第 3 5 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第 2 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第 3 6 条 第 4 章、第 3 3 条第 1 項（第 3 1 条第 2 項の規定による処分に係る部分に限る。）、第 3 4 条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第 3 5 条第 1 項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和 2 2 年法律第 1 0 1 号）第 5 条第 1 項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 （略）

第 4 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

一～六 （略）

七 第 2 8 条第 1 項又は第 3 5 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。